

## 愛知県女性相談センターの2022年度相談状況等について

### 1 相談件数

#### (1) 面接相談

相談内容をみると、「人間関係」が87.9%と高い割合を占め、次いで「住居・経済問題」が10.2%、「心身の問題」が1.7%となっています。

「人間関係」の中でも、「配偶者との関係」が74.6%を占めています。

また、面接相談件数全体では、昨年度と比較して33件減少しています。

相談者の年齢別では、30歳代と40歳代とで、半数以上を占めています。

#### ① 面接相談主訴別内訳

大区分	小区分	2021年度		2022年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
人間関係	配偶者	474	74.5	450	74.6
	うちDV (再掲)	(428)	(67.3)	(402)	(66.7)
	子ども	27	4.2	19	3.2
	親族	38	6.0	38	6.3
	家庭不和	1	0.2	0	0.0
	その他の人間関係	36	5.7	23	3.8
	小計	576	90.6	530	87.9
住居・経済問題	住居問題	3	0.4	5	0.8
	帰住先なし	40	6.3	49	8.1
	経済問題	5	0.8	8	1.3
	小計	48	7.5	62	10.2
心身の問題	身体的問題	1	0.2	2	0.4
	精神的問題	6	0.9	8	1.3
	小計	7	1.1	10	1.7
その他	妊娠出産	0	0.0	0	0.0
	不純異性交遊など	1	0.2	0	0.0
	人身取引被害	4	0.6	1	0.2
	小計	5	0.8	1	0.2
合計		636	100.0	603	100.0

② 面接相談年齢別状況

区 分	2021年度		2022年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	14	2.2	17	2.8
20歳代	100	15.7	82	13.6
30歳代	160	25.2	155	25.7
40歳代	183	28.8	177	29.4
50歳代	80	12.6	78	12.9
60歳以上	65	10.2	63	10.5
不 明	34	5.3	31	5.1
計	636	100.0	603	100.0

(2) 電話相談

相談内容をみると、「人間関係」が76.6%と全体の約4分の3を占めており、その中でも、「配偶者との関係」が25.6%、職場・近隣等、親族以外の「その他の人間関係」が29.2%を占めています。

また、相談件数全体では、昨年度と比較して480件の減となり、そのうち、「人間関係」に関する相談が7,546件(76.6%)と、前年度と比べて287件減少しました。

一方、DVに関する相談については767件(7.5%)で、前年度の665件より102件増加しています。

相談者の年齢別では、60歳以上が最も多く、50歳代、40歳代と続いています。なお、電話相談は匿名性があるため、不明の件数が1,088件(10.7%)と高い割合になっています。

① 電話相談主訴別内訳

大区分	小区分	2021年度		2022年度	
		件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
人間関係	配偶者	2,586	24.3	<del>2,613</del> 2,526	25.6
	うちDV (再掲)	(665)	(6.2)	<del>767</del> (734)	<del>7.5</del> (7.4)
	子ども	717	6.7	<del>785</del> 766	<del>7.7</del> 7.8
	親族	1,591	14.9	<del>1,420</del> 1,367	13.9
	家庭不和	56	0.5	15	0.2
	その他の人間関係	3,145	29.5	<del>2,975</del> 2,372	<del>29.2</del> 29.1
	小計	8,095	75.9	<del>7,808</del> 7,546	76.6
住居・経済問題	住居問題	69	0.6	<del>83</del> 81	0.8
	帰住先なし	8	0.1	12	0.1
	経済問題	276	2.6	<del>325</del> 310	<del>3.2</del> 3.1
	小計	353	3.3	<del>420</del> 403	<del>4.1</del> 4.0
心身の問題	身体的問題	541	5.1	<del>532</del> 522	<del>5.2</del> 5.3
	精神的問題	1,667	15.6	<del>1,404</del> 1,370	<del>13.8</del> 13.9
	小計	2,208	20.7	<del>1,936</del> 1,892	<del>19.0</del> 19.2
その他	妊娠出産	13	0.1	<del>24</del> 22	0.2
	不純異性交遊など	0	0.0	1	0.0
	小計	13	0.1	<del>25</del> 23	0.2
合計		10,669	100.0	<del>10,189</del> 9,864	100.0

※区分毎の割合は四捨五入しているため、合計値と各内訳の計は一致しない場合があります。

② 電話相談年齢別状況

区 分	2021年度		2022年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	41	0.4	<del>30</del> 28	0.3
20歳代	343	3.2	<del>401</del> 389	3.9
30歳代	947	8.9	<del>879</del> 842	<del>8.6</del> 8.5
40歳代	1,838	17.2	<del>1,637</del> 1,594	<del>16.1</del> 16.2
50歳代	3,201	30.0	<del>2,960</del> 2,888	<del>29.1</del> 29.3
60歳以上	2,927	27.4	<del>3,194</del> 3,062	<del>31.3</del> 31.0
不 明	1,372	12.9	<del>1,088</del> 1,061	<del>10.7</del> 10.8
計	10,669	100.0	<del>10,189</del> 9,864	100.0

## 2 一時保護

県女性相談センターには、配偶者からの暴力により家に帰ることができない方や、離職や離婚等により帰住先のない方を、必要に応じ短期間保護する一時保護機能があります。

2022年度に一時保護した件数は119件と、前年度に比べて3件増加しています。

一時保護に至った原因は、「配偶者等からの暴力（DV）」が67.2%と最も多く、「子の暴力、父（母）の虐待等（家族間の暴力）」及び「交際相手からの暴力」も合わせると79.8%を占めています。

一時保護者の年齢別では、40歳代が最も多く、次いで30歳代、20歳代と続いています。

一時保護後の退所理由別状況は、「婦人保護施設」や「母子生活支援施設」や「老人ホーム」、「他の社会福祉施設」に入所した者が42.0%を占めています。また、「就職・自営」と「アパート等入居」を合わせたいわゆる「自立」は2.5%でした。

### ① 一時保護主原因別内訳

主原因	2021年度		2022年度	
	件数(件)	割合(%)	件数(件)	割合(%)
配偶者等からの暴力(DV)	81	69.8	80	67.2
子からの暴力、父(母)からの虐待等	10	8.6	11	9.2
交際相手からの暴力	4	3.5	4	3.4
帰住先なし(離職・離婚等)	10	8.6	21	17.7
その他	11	9.5	3	2.5
計	116	100.0	119	100.0

② 一時保護者の年齢別状況

区 分	2021年度		2022年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
20歳未満	6	5.2	8	6.7
20歳代	31	26.7	27	22.7
30歳代	35	30.1	32	26.9
40歳代	27	23.3	33	27.7
50歳代	11	9.5	10	8.4
60歳以上	6	5.2	9	7.6
計	116	100.0	119	100.0

③ 一時保護者の退所理由別内訳

区 分	2021年度		2022年度	
	件数 (件)	割合 (%)	件数 (件)	割合 (%)
婦人保護施設入所	7	6.0	13	10.9
母子生活支援施設入所	36	31.1	28	23.5
老人ホーム入所	0	0.0	2	1.7
他の社会福祉施設入所	5	4.3	7	5.9
小 計 (施設入所)	48	41.4	50	42.0
就職・自営	1	0.9	0	0.0
アパート等入居	6	5.2	3	2.5
帰宅	15	12.9	14	11.8
福祉事務所へ移送	5	4.3	4	3.4
入院	2	1.7	4	3.4
帰国	1	0.9	2	1.7
親族等引き取り	5	4.3	9	7.5
知人宅	1	0.9	5	4.2
保護先変更	12	10.3	7	5.9
無断退所	0	0.0	2	1.7
その他	13	11.2	13	10.9
未処理 (次年度に)	7	6.0	6	5.0
計	116	100.0	119	100.0

### 3 保護命令発令件数

配偶者暴力相談支援センター（※）でもある県女性相談センターでは、面接相談や一時保護を行った方に、保護命令の申立ての支援も行っています。

申立て後、地方裁判所の依頼により、県女性相談センターが被害者からの相談状況等を記載した書面を提出することになります。

2022年度中の書面提出件数は1件、保護命令が発令された件数は1件となっています。

書面提出、保護命令等件数

(単位：件)

区 分		2021年度	2022年度
書 面 提 出		2	1
保 護 命 令	接近禁止	2	1
	接近禁止及び退去命令	0	0
	計	2	1
却下・取り下げ		0	0
未 処 理		0	0

#### ※ 配偶者暴力相談支援センター

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第3条に規定する施設。都道府県は、婦人相談所その他の適切な施設において、配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとされており、本県においては県女性相談センターがこの機能を果たしている。

このセンターでは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、各種の相談対応又は相談機関の紹介、カウンセリング、緊急時における安全の確保、一時保護、自立支援、保護命令制度の利用に関する情報提供・助言・関係機関との連絡調整などを行っている。